

## 「ハイサイ！三線倶楽部」サークル規約

### (名称・活動場所)

第1条 本サークルは「ハイサイ！三線倶楽部」(以下、本サークル)と称する。

第2条 主な活動場所は、福生市扶桑会館とする。

### (目的及び活動)

第3条 沖縄三線を中心とした演奏活動を通じて会員相互の親睦を図り、沖縄音楽の普及および地域社会に貢献することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するため、次の活動を継続的に行う。

1. 毎月2回の練習会を行う。
2. 成果発表のため、年1度の発表会(福生市民文化祭等)を開催する。
3. 地域交流、協力活動(老人ホーム等への慰問、イベント出演等)に積極的に参加する。
4. 会員相互の親睦を図るため、定期集会、親睦会、新年会等を開催する。

### (肖像権)

第5条 前条を行った時の写真、動画等の肖像権は本サークルにあり、退会後も本サークル帰属とする。

### (組織)

第6条 本サークルは目的に賛同し、自発的に参加するもので組織し、特定のグループ(派閥)等を作らないものとする。

### (会員)

第7条 前条を達成するため、会員の規則を設ける。

1. 本サークルの目的に賛同し、入会を希望するものとする。
2. 個人の事情等により、実質長期にわたり活動を停止せざるをえない会員は休会を宣言でき、休会宣言の翌月から復帰の前月までの会費は免除される。
3. 本サークルからの退会または除名は以下の通りとし、基本的に既納会費の返還は行わない。
  - ・(退会)本人からの申し出
  - ・(除名)会費の長期滞納
  - ・(除名)本サークルの目的、規則に違反する行為があった時
  - ・(除名)運営の許可なく、特定サークル会員同士によるイベント、練習会の企画があった場合
  - ・(除名)講師や運営の指示に従えない場合など、当サークルにふさわしくないと判断した人
  - ・(除名)本サークルの名称の無断利用が行われた場合

### (役員及び任期)

第8条 本団体に、次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 1名
3. 理事 1名

第9条 役員任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

### (会費)

第10条 会費は大人3ヶ月10,000円、子供(小中高生)は3ヶ月3,000円とし、前払いとする。

### (雑則)

第11条 この規約は、2019年3月1日から実施し、事前の予告なく、また各自への告知なく、規約が変更されることがある。

2021年2月24日変更 ハイサイ！三線倶楽部